

2025年1月1日以降に
満期を迎えるお客さまへ

自動車保険改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。

損保ジャパンでは、2025年1月に自動車保険の改定を実施しました。主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. 保険料に関する改定

1 保険料水準の見直し



(1) 保険料水準の見直し

- 近年の急激な物価上昇に伴う修理費の増加や自然災害の頻発化・激甚化により、お支払いしている保険金が増加している現状をふまえ、保険料水準の見直しを行います。平均的な保険料水準は引上げとなりますが、実際にお客さまにご負担いただく保険料は、ご契約条件により引下げとなる場合もあります。

(注) 保険料水準の見直しにあたっては、旧ビッグモーター社(株式会社ビッグモーター、株式会社ビーエムホールディングス、株式会社ビーエムハナテンの3社をいいます。)による保険金不正請求の影響によりお客さまに不利益が出ないよう、過去にお支払いしている保険金の実績から不正請求額を控除したうえで改定率を決定しています。

(2) 保険期間が1年を超えるご契約(以下、「長期契約」といいます。)における保険料の引上げ

- 物価上昇に伴う修理費の増加は、今後も続くことが見込まれていることから、長期契約における2年度目以降の保険料の引上げを行います。これにより、例えば保険期間が1年のご契約を3年間無事故でご継続いただいた場合の保険料と比較し、長期契約(保険期間3年)の方が高くなる場合があります。

(3) 特約保険料の見直し

- 各種特約保険料の見直しを行います。対象となる主な特約は以下のとおりです。

ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約(ドラレコ特約)	円安による端末製造コストの高騰をふまえ、特約保険料の引上げを行います。
故障運搬時車両損害特約	保険金のお支払いが増加傾向にあることから特約保険料の引上げを行います。また、車両保険金額が高いほど多くの保険金をお支払いしている現状をふまえ、車両保険金額別の保険料体系を導入します。なお、ご契約の自動車の用途車種が「自家用軽四輪乗用車」の場合は、引下げとなることもあります。

2 記名被保険者年齢別料率区分の細分化

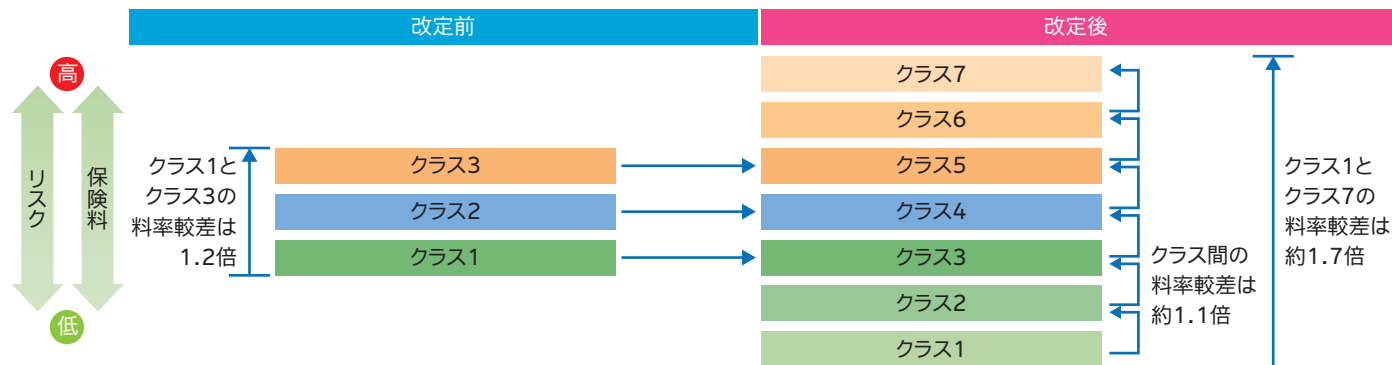


- 記名被保険者が個人の場合、運転者年齢条件(全年齢補償・21歳以上補償・26歳以上補償・35歳以上補償のいずれか)により記名被保険者の年齢に応じた保険料となるよう、記名被保険者年齢別料率区分を設定しています。「THEクルマの保険」において、この記名被保険者年齢別料率区分を以下のとおり、さらに細分化します。

改定前		改定後	
記名被保険者年齢別料率区分	運転者年齢条件	運転者年齢条件	
	全年齢補償または21歳以上補償	全年齢補償または21歳以上補償	26歳以上補償または35歳以上補償
	・23歳以下 ・24歳～29歳 ・30歳以上	・23歳以下 ・24歳～29歳 ・30歳～39歳 ・40歳～49歳 ・50歳～54歳 ・55歳～59歳 ・60歳～64歳 ・65歳～69歳 ・70歳～74歳 ・75歳以上	・23歳以下 ・24歳～29歳 ・30歳～39歳 ・40歳～49歳 ・50歳～54歳 ・55歳～59歳 ・60歳～64歳 ・65歳～69歳 ・70歳～74歳 ・75歳～79歳 ・80歳～84歳 ・85歳以上

3 自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラス制度の変更

- 「自家用軽四輪乗用車」の型式別料率クラス数を3クラスから7クラスに拡大します。これにより、損害率により見合ったクラスの適用ができ、保険料負担の公平化を図ります。
- 改定前のクラスの1～3は改定後にそれぞれクラス3～5に移行します。その後、各型式の損害率に応じて、更改契約の料率クラスが決定します。



型式別料率クラス制度とは

- 損害保険料率算出機構が型式ごとに過去の事故データから算出している保険料の区分であり、ほとんどの損害保険会社が採用している制度です。
- 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車には、スポーツタイプの自動車やファミリー向けの自動車など、多様な形状・性能の自動車が存在し、事故の発生頻度や被害の程度もそれぞれの自動車によって異なります。これらの異なるリスクを反映させ、保険料負担の公平化を図ることを目的としています。
- 型式別料率クラスは、損害保険料率算出機構が毎年1月1日に見直しを行います。保険料はクラスが小さいほど安くなり、クラスが大きいほど高くなります。

2. 商品・取扱い規定の改定

1 道路交通法改正に伴う改定

(1) 原動機付自転車の用途車種細分化

- 2023年7月に施行された改正道路交通法により、「原動機付自転車」が「一般原動機付自転車^{*}」と「特定小型原動機付自転車^{*}」に区分されました。これをふまえ、当社の自動車保険の「原動機付自転車」の用途車種も、「一般原動機付自転車^{*}」と「特定小型原動機付自転車^{*}」に取扱いが変更となります。
- 現在のご契約の用途車種が「原動機付自転車」の場合は、「一般原動機付自転車^{*}」として更改契約の用途車種を設定しています。「特定小型原動機付自転車^{*}」に該当する場合は、更改手続き時に取扱代理店へお申し出ください。

^{*}「特定小型原動機付自転車」は、最高速度20km/h以下、電動機の定格出力0.6kW以下、車体の長さ190cm以下、幅60cm以下の電動キックボード等の「原動機付自転車」をいいます。これにあてはまらない「原動機付自転車」は「一般原動機付自転車」といいます。

(2) 運転者範囲変更漏れサポート特約の改定

- 「特定小型原動機付自転車」は運転免許が不要で、16歳以上の方であれば運転資格を有します。ご契約の自動車が「特定小型原動機付自転車」の場合は、運転者範囲の変更手続き失念時でも、「救済対象運転者が満16歳となった日から30日以内」に手続きをすれば、変更後の運転者年齢条件を適用できるよう「運転者範囲変更漏れサポート特約」を改定します。

2 弁護士費用特約の改定

- 「弁護士費用特約(自動車事故限定型)」、「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」の被害事故弁護士費用条項における被保険者に、記名被保険者またはそのご家族が運転するご契約の自動車以外の自動車に搭乗中の方を追加します。

(注) 所有自動車1台に「弁護士費用特約(自動車事故限定型)」または「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」をセットすれば他の所有自動車にはセット不要となります。

なお、友人や知人がご契約の自動車以外の自動車を運転するケースにおいて、友人や知人を補償対象としたい場合は、引き続き所有自動車1台ごとに「弁護士費用特約(自動車事故限定型)」または「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」をセットする必要がありますのでご注意ください。

3 車両全損時復旧費用特約の新設および関連特約の廃止



(1)「車両全損時復旧費用特約」の新設

- 事故によりご契約の自動車全損となった場合、車両保険金額を超える再取得費用等については、「車両新価特約」をセットしていなければ補償することができませんでした。
 - そこで、「車両新価特約」をセットすることができないご契約（車両保険金額が新車価格相当額の50%未満の場合等）にセットすることができる「車両全損時復旧費用特約」を新設し、この特約により車両保険金額を超える再取得費用等を補償します。
 - また、この特約に「再取得時等諸費用保険金」を設け、代替自動車の取得または修理のためにかかる諸費用を補償します。
- (注)「車両新価特約」をセットしているご契約で更改時に「車両新価特約」のセット条件を満たさない場合は、「車両全損時復旧費用特約」をセットして前年同等条件をおすすめします（一部の契約を除きます。）。

<車両全損時復旧費用特約をセットした場合の支払保険金>

損害程度	事故原因	1年以内に再取得した場合	1年以内に修理した場合	左記以外
全損	盗難以外 ^{※1}	再取得費用または車両保険金額のいずれか高い額（復旧費用限度額 ^{※2} を限度） + 再取得時等諸費用保険金 ^{※3}	修理費（車両復旧費用限度額 ^{※2} を限度） + 再取得時等諸費用保険金 ^{※4}	車両保険金額 + 再取得時等諸費用保険金 ^{※4}
	盗難	車両保険でお支払いします。 （「車両全損時復旧費用特約」は盗難による事故は対象外です。）		
分損	—			

- ※1 盗難後にご契約の自動車が発見された場合を含みます。
- ※2 車両保険金額の2倍または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。
- ※3 復旧費用限度額の20%（40万円限度）または20万円のいずれか高い額とします。
- ※4 復旧費用限度額の10%（20万円限度）または10万円のいずれか高い額とします。

(2)「車両全損修理時特約」および「全損時諸費用再取得時倍額特約」の廃止

- 新設する「車両全損時復旧費用特約」と一部の補償内容が重複する「車両全損修理時特約」および「全損時諸費用再取得時倍額特約」を廃止します。
- 現在のご契約にこれらの特約がセットされている場合、更改契約においては特約がセットされず、補償がなくなりますのでご注意ください。
- ただし、現在のご契約に「車両全損修理時特約」がセットされており、セット条件等を満たす一部のご契約は「車両新価特約」または「車両全損時復旧費用特約」をセットしておすすめします。おすすめする補償内容につきましては、「自動車保険更新（満期）のご案内」をご確認ください。

4 心神喪失等による事故の被害者損害補償特約の新設



- これまでの自動車保険では、心神喪失等により運転者の責任能力等が否定され、法律上の損害賠償責任を負わないと判断された場合は補償対象とならず、被害者の損害を補償することができませんでした。
 - そこで、「心神喪失等による事故の被害者損害補償特約」を新設します。これにより、運転者等が心神喪失等により法律上の損害賠償責任を負わないと当社が認める場合[※]でも、法律上の損害賠償額相当の範囲内で被害者の損害を補償します。
- ※民法第713条の適用により法律上の損害賠償責任を負わないと当社が認める場合をいいます。
- この特約は「対人賠償責任保険」または「対物賠償責任保険」を適用したご契約に必ずセットされますが、この特約をセットすることによる追加保険料はありません。また、本特約にかかわる事故については「ノーカウント事故」として取り扱います。

5 ドラレコ特約および走行特性割引の対象契約の拡大



- 「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」（以下、「ドラレコ特約」といいます。）のセットが可能な契約として、以下を追加します。あわせて、走行特性割引^{※1}の適用対象とします。
 - ・「保険料一括払特約」または「保険料一括払特約（即時払）」をセットした長期契約^{※2}
 - ・「リースカーに関する特約」をセットした保険契約（リースカーオープンポリシー契約）
 - 「ドラレコ特約」をセットした契約の保険期間3年以内の制限を廃止し、走行特性割引^{※1}も9年度目^{※3}まで適用可能とします。
- ※1 「保険料算出に関する特約（運転特性反映型）」をセットした保険契約の更改契約または保険期間が1年を超える長期契約の2年度目以降について、走行情報等に基づき算出したスコアに応じて、適用できる割引です。
- ※2 保険期間は整数年のみとします。
- ※3 リースカーオープンポリシー契約にかぎり、保険期間を9年まで設定可能です。リースカーオープンポリシー契約以外の契約については、「保険料一括払特約」または「保険料一括払特約（即時払）」をセットした長期契約にかぎり、保険期間を7年まで設定可能です。

●各項目の詳細および次表以外の改定については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

改定項目	概要
安全運転割引の適用条件の拡大	・6(S)等級・7(S)等級の保険契約で、保険期間の初日において安全運転割引^{※1}の適用条件を満たしていないが、保険期間の途中で割引の適用条件を満たした場合^{※2}は、安全運転割引^{※1}を適用可能とします。 ・保険期間の初日において安全運転スコア60～79点で安全運転割引^{※1}を適用しているご契約において、保険期間の途中で安全運転スコア80～100点に改善した場合は、保険期間の途中から安全運転スコア80～100点の割引率の適用を可能とします。 ※1 記名被保険者がスマートフォンアプリ「SOMPO Drive」の運転診断を実施したときに、その運転履歴に基づき算出された安全運転スコアに応じて適用可能となる割引です。 ※2 保険期間の途中で割引適用条件を満たす場合の例 ・保険期間の途中で安全運転スコアが改善した ・記名被保険者の変更により安全運転スコアが割引適用条件を満たした 等
車対車自己負担なし特約の改定	「車対車自己負担なし特約」の対象事故に「あて逃げ等の相手自動車の詳細が確認できない事故」、「ご契約の自動車の所有者が所有する他の自動車との衝突または接触事故」を追加します。
ロードアシスタンス特約および代車等諸費用特約等の走行不能の定義の改定	事故で運転者が病院等に救急搬送されたことにより、ご契約の自動車を移動させることができず修理工場等へ搬送された場合に生じた運搬費用、代車費用等を補償対象に追加します。
他車運転特約の改定	「他車運転特約」、「他車運転特約(二輪・原付)」の対象事故について、「人身傷害保険」と「無保険車傷害特約」を適用する場合の被保険者の範囲を、他の運転自動車に搭乗中の方であれば、記名被保険者のご家族以外の方であっても被保険者となるよう拡大します。

損保ジャパンは過去にも自動車保険の改定を実施しております。

満期を迎えるご契約の保険期間の初日が2024年4月30日以前の場合、本改定前に実施済みの自動車保険の改定等による変更点があります。

下記のURLからアクセスしていただくか、右記の二次元コードを読み取り、損保ジャパン公式ウェブサイトからご確認ください。

<https://www.sompo-japan.co.jp/kinsurance/automobile/announce/>



お車を運転される方の範囲に変更があった場合は、「運転者限定特約」と「運転者年齢条件特約」の設定内容の確認をお願いします。



自動車保険ではお車を運転される方に応じて、運転者を限定したり、運転者の年齢条件を設定することができます。設定内容が適切ではない場合、事故にあった際に保険金が支払われなかったり、保険料の過払いにつながってしまう場合があります。

＜例＞・夫婦で使用していた自動車を免許を取得した同居の息子が主に使用することになった

・自動車を運転していた同居の娘が一人暮らしをするようになった

「運転者限定特約」と「運転者年齢条件特約」の設定方法について詳しくはこちら



ロードサービス業者との料金トラブルにご注意ください！ 万が一、事故にあわれたらすぐに損保ジャパンへ連絡を！

事故にあわれた際のご連絡先

事故サポートセンター

0120-256-110



LINEでのご連絡はこちら

●おかけ間違いにご注意ください。LINEでも事故連絡が可能です。

自動車の故障やトラブル対応時のご連絡先

ロードアシスタンス専用デスク

0120-365-110



Webでのご連絡はこちら

●おかけ間違いにご注意ください。スマートフォンのWebサイトから要請が可能です。

★「THE クルマの保険」は個人用自動車保険、「SGP」は一般自動車保険のペットネームです。

★このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」「パンフレット兼重要事項等説明書」などをご確認ください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先